

各種計画の量の見込みの考え方（案）

1 川崎市第2期子ども・子育て支援事業計画

①就学前児童の将来人口推計について

<各認定区分に該当する年齢別の推計児童数>

(単位：人)

	3～5歳 (1号または2号 認定に該当)	0歳 (3号認定に 該当)	1～2歳 (3号認定に 該当)	合 計
令和3 (2021)年度(実績)	39,366	11,932	25,448	76,746
令和4 (2022)年度	38,141	11,686	24,358	74,185
令和5 (2023)年度	36,987	12,015	23,314	72,316
令和6 (2024)年度	35,490	12,080	23,405	70,975
令和7 (2025)年度	33,448	12,171	23,782	70,179
令和8 (2026)年度	33,537	12,277	23,932	69,747

②教育・保育

●教育と保育

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計した就学前児童数をもとに、過去の幼稚園の利用実績や保育所の申請状況等から量を見込みます。これまでの実績では、教育のニーズ割合は減少しているものの、保育のニーズ割合は増加していることから、教育と保育を合わせた全体のニーズ割合は増加傾向となっており、今後も増加していくものと見込んでいます。今回の計画期間中の教育・保育の量の見込みについては、推計就学前児童数の減少を反映して、令和7年度まで減少するものとして、推計しています。

< 確認定区分の量の見込み >

(単位：人)

	1号	2号	3号			合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和4年4月	算定中					
令和5年4月						
令和6年4月						
令和7年4月						
令和8年4月						

< (参考) 確認定区分のニーズ割合 ※ >

(単位：%)

	1号	2号	3号			合計
	3～5歳	3～5歳	0歳	1～2歳	小計	
令和4年4月	算定中					
令和5年4月						
令和6年4月						
令和7年4月						
令和8年4月						

※：確認定区分に該当する年齢別の推計児童数に対しての量の見込みの割合

●認定こども園の施設数

施策の方向性 Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施 策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

提供区域	全市域
量の見込みの考え方	認定こども園の目標設置数については、市内の私学助成を受ける幼稚園等を対象とした、移行状況調査の結果や、個別移行相談の実施状況を踏まえ、今後の施設数を見込みます。

●認可保育所の定員枠の拡大

施策の方向性 Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施 策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

提供区域	全市域
量の見込みの考え方	保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために、市有地活用や民有地活用、民間事業者活用、鉄道事業者活用などの多様な手法により認可保育所、小規模保育事業を整備し、定員枠の拡大を図ります。教育・保育提供区域は、行政区ごととしますが、区境等における利用形態や、生活動線等によっては他区の教育・保育需要をカバーするケースもあるため、整備については、これらの点も考慮したうえで進めていくものとします。

③地域子ども・子育て支援事業

(1) 妊婦健康診査

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施 策 Ⅱ 「子どものすこやかな成長の促進」

事 業 (1) 妊婦・乳幼児健康診査事業

② 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施

事業概要	安心・安全に出産を迎えるために、妊婦が定期的に医療機関で健康診査を受ける際に、費用の一部を公費負担する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	推計妊娠届出数（推計出生数に過去の実績から算出した出生数と妊娠届出数の割合を乗じて算出）に妊婦健康診査の推計延べ受診回数（妊婦健康診査受診回数÷妊娠届出数の過去平均）を乗じて、年間延べ受診回数を見込みます。

(単位：年間延べ受診回数(回))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 Ⅱ 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

④ 乳児家庭への新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の実施

事業概要	<p>「新生児訪問（未熟児訪問含む）」又は「こんにちは赤ちゃん訪問」により乳児家庭を全戸訪問する事業です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新生児訪問 おおむね生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に職員や訪問指導員（保健師・助産師・看護師）が伺い、赤ちゃんの体重測定、母子の健康状態の確認や育児についての相談を受ける事業です。 ● こんにちは赤ちゃん訪問 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭に子育て家庭と地域とのつながりを作るため、各区地域みまもり支援センターが主催する研修を受けて登録された地域の方が訪問員として伺い、身近な子育て支援情報等を届ける制度です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	0歳児の将来人口推計に、過去の実績を踏まえ、長期里帰りや長期入院など訪問が困難な家庭を除いた訪問率を乗じて、訪問件数を見込みます。

(単位：訪問件数(件))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (1) 児童虐待防止対策事業

⑤ 子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）

事業概要	保護者の病気や出産、育児疲れ、看護疲れ、冠婚葬祭、出張、事故等により、家庭で一時的に子どもの育児が困難な場合に、原則 7 日以内で子どもを預かる事業です。
提供区域	全市域
量の見込み の考え方	現在の実施体制になった平成 29(2017)年度以降の利用実績を踏まえ、年間延べ利用人数を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
量の見込み	算定中			

(4) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

ア 専門的相談支援

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

⑤ 養育支援訪問（乳幼児訪問指導の実施）

事業概要	育児ストレス、育児困難、産後うつ状態等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭など、養育支援が必要となっている家庭に対し、保健師等による専門的な指導助言等を訪問により実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加に伴って支援が必要な家庭の割合も増加するものと見込み、就学前児童数の将来人口推計をもとに、過去の実績と増加の見込みを踏まえて、就学前児童数に対する養育支援訪問件数を乗じて見込みます。

(単位：年間延べ利用人数 (人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

イ 育児・家事援助

施策の方向性 III 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事業 (2) 児童相談所運営事業

③ 養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）

事業概要	児童相談所で把握した養育支援が必要な家庭に対し、子育て経験者やヘルパー等の派遣を行い、育児・家事援助の支援を実施する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し量を見込みます。

(単位：訪問件数 (件))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

ウ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【追加項目】

施策の方向性 Ⅲ 「支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実」

施 策 7 「子どもが安心して暮らせる支援体制づくり」

事 業 (1) 児童虐待防止対策事業

① 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実

事業概要	要保護児童の適切な保護や要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成される要保護児童対策地域協議会を開催するとともに、活動内容の充実に向けた支援を進めます。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	要保護児童対策地域協議会個別支援会議（「個別支援会議」）の実施回数については、児童虐待相談・通告件数の増加や個々のケースが抱える背景・課題が複雑化している状況を踏まえ、今後も支援が必要な家庭は増加するものと見込み、近年の事業実績を勘案し、量を見込みます。

（単位：開催回数（回））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(5) 病児・病後児保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (5) 認可外保育施設支援事業

③ 病児・病後児保育事業の実施

事業概要	就学前の乳幼児が病気やその回復期のため集団保育が困難であり、かつ、保護者が家庭での保育を行うことができない場合に、一時的に預かる事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育需要の高まりに伴い、本事業の利用ニーズも増加すると考えられますが、疾病の流行に影響される要素もあり、過去の利用実績等を踏まえて量を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(6) 利用者支援事業

ア 基本型【追加項目】

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (4) 公立保育所運営事業

- ④ 公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援

事業概要	各区保育子育て・総合支援センター内の地域子育て支援センターにおいて、子育て家庭等に対し、相談支援等の実施や地域における子育て支援のネットワークに基づく支援を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	保育と子育ての一体的な事業推進拠点である保育・子育て総合支援センターで、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものとして見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

イ 特定型

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (1) 待機児童対策事業

- ① 区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施

事業概要	教育・保育施設や地域の子育て支援事業に係る情報の収集・管理・提供、相談等を行う事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	子ども又はその保護者の身近な地域みまもり支援センター等で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談支援等を行うものとして見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

ウ 母子保健型

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 2 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (2) 母子保健指導・相談事業

② 各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施

事業概要	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のため、妊娠届出時に、母子健康手帳交付とともに、母子保健コーディネーターが全数面談を行い、より早期に支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施します。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	引き続き、妊娠届出を受け付ける地域みまもり支援センター及び地区健康福祉ステーションで、母子健康手帳の交付や相談支援等を行うものとして見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(7) 延長保育事業

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

⑤ 延長保育の推進

事業概要	保育所等において、保護者の勤務時間や通勤時間などの事情により通常の開所時間では送り迎えが困難な場合に、その開所時間等の前後において延長して保育を実施する事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	令和3年度の月間実利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増加見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。

(単位：月間実利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(8) 放課後児童健全育成事業（川崎市新・放課後子ども総合プラン）

施策の方向性 Ⅰ 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 Ⅱ 「子どものすこやかな成長の促進」

事業 (6) わくわくプラザ事業

① わくわくプラザ事業の実施

事業概要	放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。本市においては、全小学生を対象とするわくわくプラザ事業で放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施しています。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	小学校長期推計※の在校児童数と放課後児童健全育成事業の「対象児童の数」の実績をもとに見込みます。 ※児童、生徒数等の長期推計

（単位：対象児童の数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

放課後児童健全育成事業の概要

放課後児童健全育成事業は保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象として、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、放課後児童の健全育成を図る事業です。

本市においては、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所として、全小学生を対象としたわくわくプラザ事業であわせて放課後児童健全育成事業を実施しています。

わくわくプラザ事業では、あわせて「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う、放課後子供教室を放課後児童健全育成事業と一体的に実施しています。

＜放課後児童クラブ及び放課後子供教室の達成されるべき目標事業量＞

わくわくプラザ事業では、市内114校で地域ボランティア等の人材を積極的に活用するほか、地域における様々な施設や団体等の地域資源を生かし、工作教室、絵画教室、スポーツ教室、実験教室、観察教室、料理教室、各種体験教室、読み聞かせ等、多様なプログラムを実施し、放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的に実施します。

＜放課後児童健全育成事業と放課後子供教室の一体的な実施＞

わくわくプラザ事業は、放課後児童健全育成事業と放課後子供教室を一体的に実施することにより、共働き家庭等か否かを問わず、全ての児童が一緒に参加できる学習・体験活動プログラムの実施を推進します。

<小学校の余裕教室等の活用>

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、学校関係者とわくわくプラザ事業の関係者とは、実施主体にかかわらず立場を超えて、放課後児童対策について連携して取り組むことが重要なことから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の活用を促進していきます。

・余裕教室の活用促進

既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、わくわくプラザ事業に利用できないか、検討します。

・放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について、わくわくプラザ事業の実施場所として活用するなど、一時的な利用を促進していきます。

<学校との具体的な連携>

児童の様子の変化や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者とわくわくプラザの関係者との間で、迅速な情報交換・情報共有を行うなど事業が円滑に進むよう、十分な連携・協力をを図ります。

また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて、家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していく。なお、児童の状況等には家庭が関係する場合もあることから、対話等を通じて保護者が抱える悩みや不安を把握し、保護者に対する支援につなげていきます。

<特別な配慮を要する児童への対応>

障害のある児童や虐待やいじめを受けた児童、日本語能力が十分でない児童が安心して過ごすことができるよう、安全・安心な居場所を確保します。

<放課後児童健全育成事業の開所時間>

放課後から午後6時まで、土曜日は午前8時30分から午後6時まで、土曜日以外の学校休業日は午前8時から午後6時までわくわくプラザ事業を実施しています。さらに、午後6時までに、児童のお迎えが難しい場合に午後7時まで児童の安全・安心な居場所を確保する子育て支援わくわくプラザ事業を実施しています。

<子どもの自主性、社会性等のより一層の向上>

子ども一人ひとりの発達の状況が異なることを踏まえた関わりを考え、遊びや生活の中でそれぞれの子どもの感情や意思を尊重し、育成支援を行っていきます。

<放課後児童健全育成事業における支援内容の利用者、地域住民への周知>

育成支援の内容を個々の保護者に日常的に伝えるとともに、すべての保護者に定期的にわかりやすく説明するとともに、地域社会にも定期的に説明を行っていきます。

(9) 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター事業）

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 (4) 地域子育て支援事業

- ① 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施

事業概要	少子化や核家族化の進行など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、子育て中の保護者の孤立感や不安感の増大等に対応するため、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講座の開催など、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちの支援を図る事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	推計就学前児童数と教育・保育の量の見込みから推計在宅児童数を算出します。推計在宅児童数から算出した推計新規利用者数に過去の実績を踏まえた利用回数に乗じて年間延べ利用人数を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数 (人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(10) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

① 幼稚園型一時預かり事業の推進

事業概要	幼稚園で通常の教育時間を延長して幼児を保育する事業（就労等の理由により、幼稚園の一時預かりを定期的に利用するものも含む）です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	利用者実績及び市内施設を対象とした事業実施希望調査の結果等をもとに、対象園児数の減少にも考慮しながら延べ年間利用者数を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(11) 一時預かり事業（保育所における一時預かり）

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

④ 一時保育実施数の拡大

事業概要	保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合に、保育所等において一時的に保護者に代わって保育をする事業です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や認可保育所等の新設整備等により、本事業の利用者は、平成29年度実績をピークに減少傾向に転じており、令和3年度の年間延べ利用見込み人数をもとに、令和4年度以降の人口減少率を考慮し、量を見込みます。

（単位：年間延べ利用人数（人））

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(12) ファミリー・サポート・センター事業

(ふれあい子育てサポート事業)

施策の方向性 I 「子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実」

施策 1 「子育てを社会全体で支える取組の推進」

事業 (4) 地域子育て支援事業

② ふれあい子育てサポートセンター事業の実施

事業概要	育児の援助をしたい人（子育てヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が、それぞれふれあい子育てサポートセンターに会員登録し、会員相互により育児援助活動を行う事業です。子育てヘルパー会員宅での一時預かり、保育所・幼稚園等への送迎が主な活動内容です。
提供区域	行政区
量の見込みの考え方	就学前児童数と延べ利用人数との比率及び将来人口推計をもとに、延べ利用人数を見込みます。

(単位：年間延べ利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【追加項目】

ア 教材費・行事費等補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の運営支援

事業概要	特定教育・保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	令和3年度の年間利用見込み人数をもとに、今後の保育所等の利用者数の増加見込みも踏まえ、利用者数を見込みます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

イ 給食費(副食費)補助

施策の方向性 II 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

③ 保護者への保育料等補助の実施

事業概要	私学助成を受ける幼稚園を利用する年収360万円未満相当世帯等に対して、給食費(副食費)を補助する事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	就学前児童数の減少や幼稚園(新制度未移行園)の新制度移行による園児数の減少を考慮し、利用者の減少傾向が見込まれます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業【追加項目】

ア 新規参入施設等への巡回支援

施策の方向性 Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (3) 民間保育所運営事業

① 民間保育所の運営支援

事業概要	認可保育所及び地域型保育事業等を実施する新規参入事業者に対して、保育士等が巡回訪問支援を行います。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	教育・保育施設の量の見込みと確保方策に基づいて、新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設数、事業所数を見込みます。

(単位：実施か所数(か所))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

イ 地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援

施策の方向性 Ⅱ 「子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実」

施策 5 「質の高い保育・幼児教育の推進」

事業 (6) 幼児教育推進事業

③ 保護者への保育料等補助の実施

事業概要	幼稚園類似施設(無認可幼児教育施設等)に通う未就学児を持つ保護者に対して、利用料等の補助を行う事業です。
提供区域	全市域
量の見込みの考え方	本事業は幼稚園や保育所等の施設を利用しない就学前児童を対象としており、対象施設は若干増加することが想定されるものの、就学前児童数の減少を考慮すると利用者は減少傾向が見込まれます。

(単位：年間利用人数(人))

全市域	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
量の見込み	算定中			

2 川崎市社会的養育推進計画【追加項目】

①代替養育の量の見込みの考え方

(1) 代替養育を必要とする児童数見込みの考え方

ア 代替養育を必要とする児童数（措置児童数）の見込み

代替養育を必要とする児童数（措置児童数）は、計画策定要領に示された算定方法に基づき、将来児童人口推計及び過去の児童人口に占める措置児童数の割合（措置率）を算定し、推計します。

本市の現時点での人口推計では児童人口は令和11年まで概ね減少傾向であり、近年の児童相談所への相談件数や児童虐待相談・通告件数の状況等から、当面は措置児童数の増加が継続すると予測し算定を行っています。

なお、措置児童数については毎年度進捗状況を把握し、計画の改定時期に合わせて検証を行い、必要に応じて推計の見直しを行います。

■代替養育を必要とする児童数の推計

(単位：人)

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童措置数	算定中							

■代替養育を必要とする児童数の推計(年齢別)

(単位：人)

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童措置数	算定中							

イ 里親等への委託可能性がある児童数の見込み

里親等への委託可能性がある児童数について、計画策定要領に基づき推計します。本市では、現に里親家庭や施設等に措置されている児童の状況を調査した結果を踏まえ、措置児童数全体から、児童の医療的ケアの必要性や発達上の課題の状況、保護者の状況等により施設等での支援が必要な児童を控除した人数を里親等への委託可能性がある児童数として推計しました。

■里親等への委託可能性がある児童数の推計

(児童の状況に基づいた算定値)

(単位：人)

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童措置数	算定中							

②児童の状況を踏まえた家庭養育の推進

(1) 児童の適切なアセスメントと家庭養育の推進

児童福祉法においては、国及び地方公共団体の責務として、「児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあっては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあっては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない」とこととされています。

よって、本市においても児童福祉法の趣旨を鑑み家庭環境での代替養育を一層推進していくため、本計画では計画策定要領に示された里親等委託率の指標を踏まえ里親等への委託児童数を推計します。

しかしながら、代替養育を必要とする各児童の置かれた状況は様々であり、代替養育環境の選択にあたっては、家庭環境での養育を基本としながら、児童に対する医療的・心理的ケアの必要性や障害・発達の状況等について十分なアセスメントを行った上で、児童本人や保護者、代替養育を担う里親等の意向を十分に尊重しながら、児童が最適な環境での養育を受けられるようマッチングを行う必要があるため、計画の推進にあたっては実際の児童の措置状況を確認し、各期の計画の改定と併せて内容の検証を行っていきます。

今後も児童福祉法等の関係法令に基づき、児童の最善の利益の確保に向け、様々な状況にある児童に最適な支援を目指し取組を推進していきます。

■里親等への委託児童数の見込み

(単位：人)

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童措置数	算定中							

■里親等への委託児童数の見込み（年齢別）

(単位：人)

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童措置数	算定中							

■里親等委託率の見込み

(単位：%)

年度	第2期				第3期			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童措置数	算定中							